



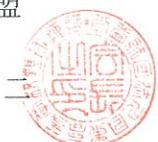
日本高野連発第15-0072号
平成27年11月27日

都道府県高等学校野球連盟 会長殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審 判 委 員 各 位
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿



公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英



「高校野球特別規則」の一部改正について

当連盟では、技術・振興委員会及び審判規則委員会で審議・検討してきた高校野球特別規則「6. 臨時の代走者」の取り扱いについて、昨日の理事会において下記の通り改正(追加、削除)を行うこととなりましたのでお知らせいたします。また、「15. タイブレーク制度の採用について」も技術・振興委員会などで議論しましたが、来年度は今年度と同様の制度を継続することとなりました。各都道府県高等学校野球連盟におかれましては、平成28年度のシーズンインに向けて、加盟校、所属の審判委員へ周知徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

～高校野球特別規則～

6. 臨時の代走者

- ▽ 墓上にいる臨時代走者に打順が廻ってくるケース（下線部を追加）
・臨時代走はその代走者がアウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。ただし、墓上にいる臨時代走者が次打者となるケースにおいては、その臨時代走者に代えて打撃を完了した直後の者を新たな臨時代走者とする。

▽ 臨時代走除外選手から捕手を削除（下線部）

- (1) 打者が死球などで負傷した場合
投手と捕手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の者とする。
(2) 墓上の走者が負傷した場合
投手と捕手を除いた選手のうち、その時の打者を除く打撃を完了した直後の者とする。

以上